

お知らせ

建築確認及び検査業務手数料（近畿 2 府 4 県共通）のうち、以下に示す範囲に係る手数料を改定します。（アンダーライン部分が改定内容です。）

なお、適用開始日は、平成 30 年 1 月 4 日以降の建築確認申請分からです。

手数料欄の「4号及び型式」、「戸建かつ2号」、「上記以外」の各区分に、50㎡以下を追加

床面積の合計	確認	中間検査	完了検査 (中間検査あり)	完了検査 (中間検査なし)
50㎡以下(4号及び型式) 構造審査が必要なものを除く。	¥ 20,000	¥ 18,000	¥ 17,000	¥ 20,000
50㎡以下(戸建かつ2号)	¥ 25,000	¥ 20,000	¥ 20,000	¥ 22,000
50㎡以下(上記以外)	¥ 35,000	¥ 25,000	¥ 27,000	¥ 30,000

手数料欄の戸建かつ2号ものの「100㎡以下」と「100㎡超200㎡以下」の料金を変更

床面積の合計		確認	中間検査	完了検査	
				(中間検査あり)	(中間検査なし)
現行	100㎡以下	¥ 34,000	¥ 23,000	¥ 23,000	¥ 25,000
改定後	50㎡超100㎡以下	¥ 36,000	¥ 23,000	¥ 24,000	¥ 26,000
現行	100㎡超200㎡以下	¥ 39,000	¥ 28,000	¥ 30,000	¥ 32,000
改定後		¥ 40,000	¥ 28,000	¥ 32,000	¥ 34,000

手数料欄の上記以外の200㎡超から1,000㎡以下の手数料を変更

床面積の合計		確認	中間検査	完了検査	
				中間検査あり	中間検査なし
200㎡超500㎡以下	現行	¥ 59,000	¥ 38,000	¥ 41,000	¥ 44,000
	改定後	¥ 62,000	¥ 43,000	¥ 46,000	¥ 49,000
500㎡超1,000㎡以下	現行	¥ 80,000	¥ 41,000	¥ 53,000	¥ 56,000
	改定後	¥ 82,000	¥ 46,000	¥ 58,000	¥ 61,000

ご注意欄の用途変更等に係る手数料の改定

(現行)

用途変更、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替えについて、対象床面積の2分の1が対象面積となります。(当社で確認及び完了検査を受けた建築物に限る。)
当社以外で確認を受けた建築物については、建築物全体の床面積が手数料の対象となります。

(改定)

用途変更については、申請面積が対象となります。ただし、既存不適格建築物への既存遡及が生じる場合は建築物全体が手数料の対象となります。

改築、移転、大規模修繕若しくは大規模の模様替えについては、対象床面積の2分の1が対象床

面積となります。(当社で確認及び完了検査を受けた建築物に限る。)

当社以外で確認を受けた建築物については、建築物全体の床面積が手数料の対象となります。

(追加)

完了検査で追加説明書の提出が必要となる場合は、計画変更と同様の扱いとなります。

大阪府福祉のまちづくり条例改正による対象施設(建築物)下表手数料加算

兵庫県福祉のまちづくり条例改正による対象施設(建築物)下表手数料加算

(現行)

業務に係る規模	確認申請の手数料に加算分
500 m ² 以下	¥10,000
500 m ² 超 2,000 m ² 以下	¥20,000
2,000 m ² 超	内容により打合せ

(改定)

業務に係る規模	確認申請の手数料に加算分
500 m ² 以下	変更なし
500 m ² 超 2,000 m ² 以下	変更なし
2,000 m ² 超	<u>¥30,000</u>

調整手数料(構造関係)

(現行)

構造計算適合性判定を受ける建築物のある確認申請の場合は、構造計算適合性判定対象床面積の合計の規模に応じて、下表の調整手数料を加算

(下表：略)

(改定)

構造計算適合性判定を受ける建築物のある確認申請の場合は、構造計算適合性判定対象床面積の合計の規模(複数棟の場合は、構造上の棟単位)に応じて、下表の調整手数料を加算

また、500 m²から 1,000 m²以下の手数料 ¥30,000 を ¥40,000 に改定

(下表：略)

(追加)

超高層建築物については、規模にかかわらず ¥40,000 / 棟とする。(計画変更の場合も同様)

超高層建築物に工作物を設ける場合は、¥40,000 / 件を工作物の手数料に加算

審査手数料(構造関係)

(現行)

建築基準法第6条の3第1項ただし書きにより、許容応力度等計算(ルート2計算)を当機関の審査による場合は、ルート2基準審査対象床面積の合計の規模に応じて、下表の審査手数料を加算

(下表：略)

(改定)

建築基準法第6条の3第1項ただし書きにより、許容応力度等計算(ルート2計算)を当機関の審査による場合は、ルート2基準審査対象床面積の合計の規模(複数棟の場合は、構造上の棟単位)に応じて、下表の審査手数料を加算

(下表：略)

(追加)

- 特定天井、限界耐力計算法、エネルギー法、告示免震法、耐火性能検証法の場合は、以下の表による。(棟単位)

建物規模 (㎡)	~ 2,000	~ 10,000	10,000 超
加算手数料	¥ 40,000	¥ 70,000	¥ 100,000

- 建築基準法施行令第46条第1項の建築物以外の木造建築物(木質フレーム構造など。)の場合は、一律 ¥ 30,000 / 棟を加算

避難安全検証法の手数料

(現行)

平屋建て	¥ 50,000 加算
階避難安全検証法	階ごとに ¥ 20,000 円加算
全館避難安全検証法	階ごとに ¥ 20,000 + ¥ 50,000 加算
計画変更	一律 ¥ 50,000 加算

(改定)

床面積の合計 (㎡)	階避難安全検証法	全館避難安全検証法
2,000 ㎡以下	¥ 80,000	¥ 100,000
2,000 ㎡超 ~ 5,000 ㎡以下	¥ 100,000	¥ 120,000
5,000 ㎡超 ~ 10,000 ㎡以下	¥ 130,000	¥ 150,000
10,000 ㎡超 ~ 50,000 ㎡以下	¥ 150,000	¥ 170,000
50,000 ㎡超 ~ 100,000 ㎡以下	¥ 170,000	¥ 190,000
100,000 ㎡超 ~ 200,000 ㎡以下	¥ 190,000	¥ 210,000
200,000 ㎡超	別途協議	別途協議

仮使用認定手数料

(追加) 確認及び検査手数料の改定に伴い、50 ㎡以下を追加

対象床面積の合計 (㎡)	当社確認の場合	他社確認の場合
50 ㎡以下 (戸建かつ2号)	35,000	52,000
50 ㎡以下 (上記以外)	50,000	75,000
50 ㎡超 100 ㎡以下 (戸建かつ2号)	42,000	63,000
50 ㎡超 100 ㎡以下 (上記以外)	59,000	89,000